

行政手続法施行令の一部を改正する政令 要綱

第一 行政手続法施行令の一部改正

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）の一部の施行に伴い、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第四項第四号の意見公募手続を実施することを要しない命令等として、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十八条第三項の命令等を追加等すること。

（第四条第一項関係）

第二 施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成二十九年八月一日から施行すること。

（附則関係）